

第7章 給水装置工事事務取扱い

1 給水装置工事の手続き

給水装置工事を行う場合、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。また、工事竣工後には、管理者の工事検査を受けなければならない。

1.1 給水装置工事

給水装置の新設、増設、変更、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事(以下「工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。(条例第10条)

給水装置の軽微な変更とは、単独水栓の取替え及び補修並びにコマ、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)をいう。(施行規則第13条)

工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者(指定給水装置工事事業者)が施行する。(条例第11条第1項)

指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。(条例第11条第2項)

指定給水装置工事事業者は、給水条例第11条第2項に規定する給水装置工事検査を受けるため、工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請書より管理者に申請しなければならない。(指定工事事業者規程第15条)

1.2 給水装置工事の申込

給水装置工事を行う場合には、あらかじめ給水装置工事申込書を以下の窓口に提出し、管理者の審査を受ける。ここで、給水装置工事の標準的な流れを給水装置工事フローシート(図7-1)に示す。

【提出先】

窓 口：四日市市上下水道局 お客様センター

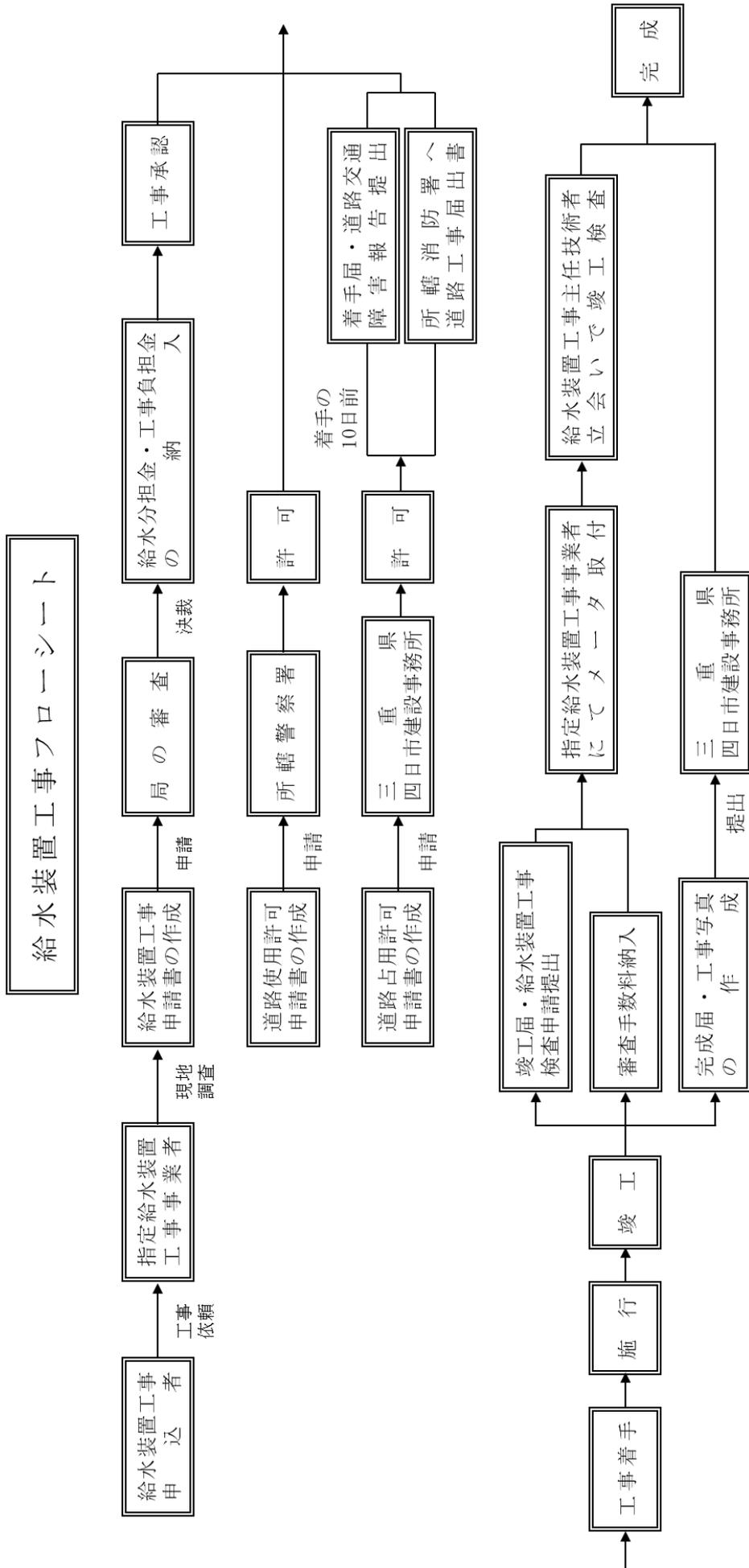
所 在 地：四日市市堀木一丁目3番18号

(四日市市上下水道局庁舎1階)

受付時間：月曜日～金曜日(但、祝日・年末年始除く) 8:30～17:15

T E L：059-354-8363

F A X：059-354-8375



注1 新設給水装置工事の申請から完了までのフローシートを示す。

注2 道路占用許可申請は県道を例示しており、国道、四日市港管理組合の道路敷、三重県企業庁の管路敷等への道路占用許可申請もこれに準ずるものとする。

図 7-1 給水装置工事フローシート

申込書類記入にあたっては、以下の事項に注意し各項目を記入すること。

【給水装置工事申込書】（条例第1号様式）

（1）工事種別

新設・増設・改造・変更・撤去のうち該当するものを囲むこと。なお、記載されていないものは空欄に書くこと。

（2）申込者

給水装置工事申込者の住所、氏名（フリガナ）及び電話番号を記入し押印する。申込者が集合住宅に居住している場合は、棟番号・室番号まで記入すること。また、申込者が法人の場合、氏名に代わって法人名称、代表者名（フリガナ）を記入する。なお、申込者（法人の場合は代表者）本人が自筆で署名した場合、押印を省略することができる（以下、給水装置工事申込書において同じ）。ただし、記入事項に訂正がある場合は、訂正箇所を二重線で消したうえで訂正印を押印し、余白に訂正後の内容を記入すること。

（3）給水装置設置場所

給水装置を設置、増設、改造、変更又は撤去する場所を記入する。集合住宅の場合、該当する棟番号、室番号まで記入すること。

（4）申込者代理人

給水装置工事の申込並びに工事施行に関する委任を受けた指定給水装置工事事業者の住所、事業者名及び電話番号を記入し押印する。

（5）利害関係人の同意

給水装置が他人の所有する土地を通過したり、私有管から分岐したりするなど、給水装置工事に他人の承諾が必要な場合は、該当欄に利害関係者の住所氏名を記入し押印する。なお、利害関係者本人が自筆で署名した場合、押印を省略することができる。また、利害関係人の情報を確認するため、家屋又は土地所有者から同意を得ている場合、公図及び建物又は土地の全部事項証明書等の写しを添付すること。

（6）承諾書

工事竣工検査合格後、公道部については管理者が維持管理等を行うため、該当欄に申込者の氏名を記入し押印する。

（7）誓約書（第1号様式裏面）

口径が基準以下、高所への給水、特殊器具使用、建築確認無、減径（メータ口径）に該当する場合、誓約書に記入し押印する。

【設計書（給水装置工事設計図・請負工事明細書）】

（1）工種

新設・増設・改造・変更・撤去のうち該当するものを囲むこと。

（2）作図

「第3章 設計図の作成」に基づき、明瞭に見取図、平面図及び立体図を作図すること。

(3) その他記入箇所

給水装置場所、申込者氏名・押印、指定給水装置工事事業者の住所・事業者名、主任技術者名、道路加工図、使用材料の名称・形状・数量、工種の名称・数量を記入する。なお、使用材料及び工種の単価・金額及び労力費は記入しないこと。また、申込者（法人の場合は代表者）本人が自筆で署名した場合、押印を省略することができる。

【設計変更届】（任意様式）

指定給水装置工事事業者は、次の各号に該当するときはすみやかに設計変更届および設計変更図を提出し、管理者の承認を受けること。ただし管理者がその必要がないと認めたときは、この限りではない。

- 1) 栓数が増減するとき
- 2) 分岐点に変更があるとき
- 3) 給水管の延長または位置に変更があるとき
- 4) 口径に変更があるとき
- 5) メータの位置に変更があるとき

1.3 給水装置工事の承認

給水装置工事の審査終了後、指定給水装置工事事業者は当該工事に必要な費用（給水分担金・工事負担金）を納付する。

(1) 給水分担金（条例 18 条の 2）

表 7-1 給水分担金一覧

種 別	メータ口径	給水分担金(メータ 1 個につき)
新 設	20mm 以下	110,000 円
	25mm	176,000 円
	40mm	550,000 円
	50mm	990,000 円
	75mm	2,640,000 円
	100mm	5,500,000 円
	150mm	15,400,000 円
	200mm 以上	管理者が別に定める額
変 更	増径前のメータ口径に対する給水分担金 と増径後のメータ口径に対する給水分担金との差額	

(2) 工事負担金（条例 18 条の 3）

表 7-2 工事負担金一覧

区 分	メータ口径	工 事 負 担 金
市が既設配水管の増径工事を行うとき	工事申込者が必要とする水量に要する管口径が 50mm 以下のもの	工事費の 50% の額 (当該金額が 550,000 円を超える場合は 550,000 円。)
	工事申込者が必要とする水量に要する管口径が 50mm を超えるもの	工事費の全額
市が行う既設配水管の増径工事に併せて消火栓を設置するとき		工事費の全額

1.4 給水装置工事の承認取消

工事承認後から工事着手までに期間を要する場合、指定給水装置工事事業者は「給水装置工事一時停止報告書」（任意様式）を提出すること。なお、工事承認後3ヶ月を経過しても着手されない又は「給水装置工事一時停止報告書」が提出されない場合、その承認を取り消すことがある。

1.5 給水装置工事の着手

- (1) 工事に着手するときは、必ず当日の午前9時までに給水審査係へ工事日報を提出すること。
- (2) 工事日報は、着手月日、業者名、受付番号、工事種別、施工区分(道路・宅地内)、施工場所、申込者氏名および給水装置工事主任技術者氏名を記入すること。
- (3) 断水を必要とする工事については、2営業日前の午前9時までに工事日報に赤字で記入して2部提出（うち1部は業者控えとする）すること。なお、工事日報の提出に先立って、事前協議を必ず給水審査係と実施すること。
- (4) 工事に携わる者は、承認を得た設計書又はその写しを必ず携帯すること。

1.6 関係機関への各種申請（道路占用・道路使用等）

給水装置工事を着手するに先立ち、上下水道局のほか、関係法令等に基づき必要となる各種申請を実施する必要がある（表7-3参照）。

表7-3 各種申請及び申請先

名 称		申 請 先
道路使用許可申請		管轄警察署
道路占用 許可申請	市 道	四日市市 道路管理課
	県 道	三重県 四日市建設事務所
	国 道	国土交通省中部地方整備局 三重県河川国道事務所 四日市国道維持出張所
	その他	各道路管理者（三重県企業庁、四日市港管理組合 等）
河川占用許可申請		各河川管理者
道路工事施工届		管轄消防署

(1) 道路使用許可申請

公道を掘削するには、道路交通法に基づき道路使用許可を管轄警察署から受けなければならない。

【必要書類】

- 1) 道路使用許可申請書（様式第6）
- 2) 施工箇所図（住宅地図）
- 3) 保安設備図
- 4) 迂回路図（やむを得ず通行止にて施工する場合）
- 5) 平面図
- 6) 道路横断面図

(2) 道路占用許可申請（市道）

市道における給水装置工事については、道路占用許可申請に関する協定が四日市市長と四日市市上下水道事業管理者との間で締結されており、重要路線で市民生活への影響が大きい場合や縦断占用、掘削規制対象（5年未満）である場合を除いて申請手続きは必要ない。なお路面復旧については、工事後に直ちに仮復旧を行い、後日、市の路面復旧基準に基づき原形復旧すること。その他、道路管理者の指示に従うこと。

(3) 道路占用許可申請（県道）

【必要書類】

- 1) 道路占用許可申請書（様式第5）
- 2) 道路占用チェックリスト
- 3) 理由書
- 4) 位置図（四日市建設事務所管内図 1:50,000）
- 5) 住宅地図
- 6) 保安設備設置図
- 7) 平面図（四日市建設事務所道路平面図 1/1000）
- 8) 掘削定規図
- 9) 横断面図
- 10) 路面復旧図
- 11) 占用・舗装復旧面積計算表
- 12) 現況写真（3方向より撮影）

[許可後、以下の書類を県四日市建設事務所へ提出]

- 1) 占用開始届（着手の10日前までに提出）
- 2) 道路交通障害報告（着手の10日前までに提出）
- 3) 占用完了届
- 4) 工事写真（写真内容は以下のとおり）
 - a. 着手前
 - b. 工事許可標識・規制標識— 以下、スタッフを用いて撮影すること —
 - c. 舗装切断

- d. 掘削工（掘削巾及延長）
- e. 管布設工（埋設深さ）
- f. 切り込み砂利入替え工（管天 10cm）
- g. 転圧工（人力）
- h. 切り込み砂利入替え工（20cm）
- i. 転圧工（機械）
- j. 切り込み砕石入替え工
- k. 転圧工（機械）（機械 20cm ごと）
- l. 舗装仮復旧工
- m. 舗装影響部切断工
- n. 路盤工（下層路盤厚、上層路盤厚）
- o. 乳剤散布工
- p. 成形目地材
- q. アスファルト舗装（基層厚、表層厚）
- r. 路面表示
- s. 完成

(4) その他道路占用許可申請（国道、四日市港管理組合、三重県企業庁 等）
 県道の占用許可手続に準ずる。

(5) その他事前協議を必要とするもの

- 1) 緊急車輛の通行に支障をきたす場合には、管轄消防署と協議すること。そのうえで、必要に応じて「道路工事届出書」を提出すること。
- 2) 市生活環境課車輛の通行に支障をきたす場合には、市生活環境課と協議すること。
- 3) バス路線、通学路で工事を施工する場合には、必ずバス会社、学校等と協議すること。
- 4) 工事施工箇所付近に埋設されている他の地下埋設物の種類、規模、位置等を必ず事前に調査し、近接して掘削する場合には埋設物管理者と協議・立会のうえ施工すること。

1.7 給水装置工事の竣工及び管理者の検査

工事申込者は給水装置工事の竣工後、審査手数料を納付するとともに、速やかに給水装置工事検査申請書に給水装置工事完成検査報告書その他必要書類を添付して提出し、管理者の検査を受けなければならない。なお検査は、施工した指定給水装置工事事業者の主任技術者の立会いを原則とする。ただし、管理者がその必要がないと認めたものについては、立会いを省略することができる。

(1) 審査手数料の金額

表 7-4 審査手数料 (条例第 37 条第 1 項第 1 号)

区 分	メータ口径	金額(1 件につき)
新 設 工 事	13mm	6,000 円
	20mm 及び 25mm	8,000 円
	40mm 及び 50mm	14,000 円
	75mm 及び 100mm	25,000 円
	150mm	36,000 円
増設又は変更工事	13mm	2,000 円
	20mm 及び 25mm	3,000 円
	40mm 及び 50mm	5,000 円
	75mm 及び 100mm	10,000 円
	150mm	15,000 円

(2) 管理者 (上下水道局) が行う検査

① 検査の種類

ア 竣工検査：給水装置工事の竣工後、実施する検査

イ 再検査：竣工検査または再検査の結果、不適切な箇所がある場合は検査不合格とし、指定期間内に手直し工事を完了した後、再び実施する検査

② 検査の時期

原則、上下水道局が検査申請書を受理した後、速やかに実施する。

③ 検査の内容

検査では、現地で施行部分の各部を竣工図と照合すると同時に、水道法等各種規程、基準に適合しているか確認するとともに、現場で確認できない部分については、提出された関係書類及び工事写真により確認する。

④ 検査の立会い

検査は、施工した指定給水装置工事事業者の主任技術者が立会うことを原則とする。

ただし、次の場合は省略することができる。

ア 竣工図書、工事写真等の書類で的確に施行内容が判断できるもの

イ 増設又は変更工事で、水道メータの設置を伴わないもの

ウ 同一事業者で同一場所において、検査件数が複数の場合のそのうち一部

エ 小規模な工事

オ その他管理者が認めたもの

⑤ 検査不合格の場合

検査の結果、不合格となった場合、給水装置工事改善指示書が発行される。指定給水装置工事事業者は、給水装置工事改善指示書に基づき該当箇所の手直し工事を実施する。手直し工事完了後は再検査を実施し、以降、③～④に準ずる。